



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年7月29日金曜日 第2794号

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 595

告 示

- 医療機関の指定.....（保健福祉課）... 596
- 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 596
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）... 596
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 596
- 介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 597
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....（ " ）... 597
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 597
- 土地改良事業の工事完了の届出.....（ " ）... 597
- 農用地利用配分計画の認可申請.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）... 597
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 598
- 落札者等の告示.....（ " ）... 598
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....（港湾海岸課）... 598
- 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 598
- 道路の区域変更（県道大島環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 599
- 道路の供用開始（県道大島環状線）.....（ " ）... 599
- 道路の供用開始（県道大三島環状線）.....（ " ）... 599
- 道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）.....（中予地方局管理課）... 599
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 600
- 指定道路の指定.....（中予地方局建築指導課）... 600

訓 令

- 副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令.....（人事課）... 600
- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（環境政策課）... 600

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 601

正 誤

- 平成28年7月1日付け第2786号愛媛県選挙管理委員会告示第43号（不在者投票のできる施設の指定の一部改正）中.....（選挙管理委員会）... 602

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成24年愛媛県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第1順位 副知事 上甲俊史
第2順位 副知事 原昌史

第1順位 副知事 上甲俊史
第2順位 副知事 仙波隆三

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かいはらクリニック	今治市南高下町三丁目2番8号	平成28年6月1日
公益財団法人正光会御荘診療所	南宇和郡愛南町御荘平山846番地	平成28年6月1日
清水歯科医院	西条市壬生川342番地	平成28年6月1日
渡部病院	西条市周布331番地1	平成28年6月9日
月岡歯科医院	西条市北条1429-2	平成28年6月10日
まつうら小児科	西条市周布599番地5	平成28年6月10日
守谷薬局	西条市朔日市799番地の1	平成28年6月10日
壬生川耳鼻咽喉科	西条市円海寺18番3	平成28年6月11日
つだ眼科ピコリック	西条市樋之口436-8	平成28年6月13日
松永耳鼻咽喉科医院	西条市大町1365番地1	平成28年6月13日

宮島小児科医院	西条市大町710-2	平成28年6月13日
ドラッグセイムス西予野村薬局	西予市野村町野村10号503番地1	平成28年6月1日
西原歯科医院	西条市明屋敷160番地の2	平成28年6月1日
黒河歯科医院	西条市丹原町古田甲793番地2	平成28年6月10日
安永クリニック	西条市北条1651の1	平成28年6月14日
村上内科・皮膚科医院	西条市小松町妙口甲352	平成28年6月29日

○愛媛県告示第886号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
かいはらクリニック	今治市南高下町三丁目2-8	平成28年5月31日
公益財団法人正光会御荘病院	南宇和郡愛南町御荘平山846	平成28年5月31日
有限会社小笠原薬局	新居浜市北新町5-1	平成28年5月31日
平野ときわ薬局	今治市中日吉町二丁目7-48	平成28年6月1日

○愛媛県告示第887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成28年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原甲1337番地7	訪問看護ステーション御荘	南宇和郡愛南町御荘平山846番地	平成28年6月1日

○愛媛県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成28年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社メディカルスタイル	南宇和郡愛南町御荘平城3566番地	さつき薬局	南宇和郡愛南町御荘平城3566番地	平成28年 6月17日

○愛媛県告示第889号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社メディカルスタイル	南宇和郡愛南町御荘平城3566番地	さつき薬局	南宇和郡愛南町御荘平城3566番地	平成28年 6月17日

○愛媛県告示第890号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。
平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地 1	在宅介護支援センターさいせい	（変更後） 今治市喜田村七丁目 1 番 6 号	平成28年 5月 1日
			（変更前） 今治市喜田村七丁目 2 番 41号	

○愛媛県告示第891号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市丹原町久妙寺、古田、高松、今井及び池田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・善丈地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成28年 8月 1日から 8月29日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁、同東予総合支所、同小松総合支所及び同丹原総合支所

○愛媛県告示第892号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農地保全事業	成妙地区（宇和島市）	平成28年 3月18日

○愛媛県告示第893号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。
当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。
平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
溝 田 治 美	愛媛県松山市大橋町94番地	愛媛県松山市大橋町166番ほか17筆	13,424
是 澤 和 正	愛媛県西予市宇和町山田828番地	愛媛県西予市宇和町山田625番1ほか3筆	4,159
鷹 野 友 紀	愛媛県喜多郡内子町立山5305番地	愛媛県喜多郡内子町五百木4926番ほか3筆	5,821

2 申請年月日
平成28年 7月13日

づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年 7月29日から 8月11日まで

○愛媛県告示第894号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基

○愛媛県告示第895号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第1号 漁業取締船「せとかぜ」の中間検査に係る機関修繕 一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年 7月14日	株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号	47,844,000円	一般競争入札	平成28年 6月3日

○愛媛県告示第896号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成28年 7月29日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

松山市由良町乙282番13から乙282番5までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.38メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域及び8点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23点から8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.38メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島由良字北浦90番地の1）は、北緯33度54分22.9167秒、東経132度40分43.4357秒の地点

1 工区

1 点は、基点から真北202度57分12秒1,134.14メートルの地点

2 点は、1点から真北48度23分27秒0.59メートルの地点

3 点は、2点から真北139度07分05秒5.98メートルの地点
4 点は、3点から真北144度20分38秒3.88メートルの地点
5 点は、4点から真北148度13分21秒4.24メートルの地点
6 点は、5点から真北315度32分34秒2.69メートルの地点
7 点は、6点から真北306度47分48秒4.54メートルの地点

2 工区

8 点は、基点から真北203度14分52秒1,197.41メートルの地点

9 点は、8点から真北293度57分45秒1.75メートルの地点
10 点は、9点から真北296度03分05秒6.34メートルの地点
11 点は、10点から真北298度26分34秒8.01メートルの地点
12 点は、11点から真北298度02分10秒16.72メートルの地点
13 点は、12点から真北297度50分34秒15.40メートルの地点
14 点は、13点から真北72度43分30秒1.52メートルの地点
15 点は、14点から真北119度26分21秒10.77メートルの地点
16 点は、15点から真北35度40分48秒2.06メートルの地点
17 点は、16点から真北122度27分49秒3.42メートルの地点
18 点は、17点から真北93度05分28秒11.42メートルの地点
19 点は、18点から真北110度32分45秒5.98メートルの地点
20 点は、19点から真北183度35分15秒1.61メートルの地点
21 点は、20点から真北119度41分00秒4.86メートルの地点
22 点は、21点から真北55度33分20秒1.75メートルの地点
23 点は、22点から真北141度11分28秒4.62メートルの地点

(3) 面積

1 工区 16.31平方メートル

2 工区 209.33平方メートル

合計 225.64平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成26年 4月15日 愛媛県指令26港第7号

4 しゅん功認可年月日

平成28年 7月29日

○愛媛県告示第897号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 23) 第 11245 号	平 成 23 年 8 月 31 日	(有) 寺 田 作 建 設	寺 田 敏 彦	西 条 市 飯 岡 2883 - 5	平 成 28 年 6 月 14 日	土 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町早川1242番2から 同町早川1239番5まで	旧	メートル 8.5～27.2	キロメートル 0.053	
			新	8.5～9.2	0.053	

○愛媛県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国2085番6から 同町余所国2080番2まで	平成28年 7月29日

○愛媛県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方7152番から 同町宗方7075番3まで	平成28年 7月29日

○愛媛県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市久谷町甲85番2地先から 同市浄瑠璃町甲221番2地先まで	旧	メートル 5.1～7.4	キロメートル 0.120	
			新	5.1～7.4	0.120	

○愛媛県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市久谷町甲85番2地先から 同市浄瑠璃町甲221番2地先まで	平成28年 7月29日

○愛媛県告示第903号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 7月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成28年 7月19日
- 3 指定道路の位置
伊予市下吾川字池田834 - 1
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 28.06メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担任意務に関する規程（平成24年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 副知事 <u>原昌史</u> ア・イ 省略 2 省略	1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 副知事 <u>仙波隆三</u> ア・イ 省略 2 省略

附 則

この訓令は、平成28年 8月 1日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項	別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
環 境 政 策 課	1～20 省略					
	21 地球 温暖化 対策の 推進に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 実行計画に関すること。 (1) 策定及び変更（第21条第 1項） (2) 策定及び変更に係る関係 地方公共団体の意見聴取 （第21条第7項、第9 項） (3) 策定及び変更の公表（第 21条第8項、第9項） (4) 実行計画に基づく措置等 の実施状況の公表（第21条 第10項） (5) 関係行政機関の長等に対 する協力の要請及び意見の 陳述（第21条第11項）				
		2 地球温暖化防止活動推進員 の委嘱（第37条第1項）				
		3 県地球温暖化防止活動推進 センターに関すること。 (1) 指定（第38条第1項） (2) 改善命令（第38条第4 項） (3) 指定の取消し（第38条第 5項）				
	22～31 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
環 境 政 策 課	1～20 省略					
	21 地球 温暖化 対策の 推進に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 実行計画に関すること。 (1) 策定及び変更（第20条の 3第1項） (2) 策定及び変更に係る関係 地方公共団体の意見聴取 （第20条の3第7項、第9 項） (3) 策定及び変更の公表（第 20条の3第8項、第9項） (4) 実行計画に基づく措置等 の実施状況の公表（第20条 の3第10項） (5) 関係行政機関の長等に対 する協力の要請及び意見の 陳述（第20条の3第11項）				
		2 地球温暖化防止活動推進員 の委嘱（第23条第1項）				
		3 県地球温暖化防止活動推進 センターに関すること。 (1) 指定（第24条第1項） (2) 改善命令（第24条第4 項） (3) 指定の取消し（第24条第 5項）				
	22～31 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年7月19日	NPO法人 後方支援センター	高橋 泰 征	松山市紅葉町五丁目12番	この法人は、高齢者や障害者への健康運動士による健康体操等のメニュー指導や福祉施設、小規模作業所に対しての販路、仕入れ改革等の指導相談を行いながら、高齢者、障害者の健康増進や自立支援を図る事によって、社会に広く貢献することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成28年 7月 1日付け第2786号愛媛県選挙管理委員会告示第43号
(不在者投票のできる施設の指定の一部改正)中

ページ	箇 所	誤	正
541	改正後欄 指定年月日欄 上から3段目	平成28年 月 日	平成28年 6月23日